

稽徳編

二

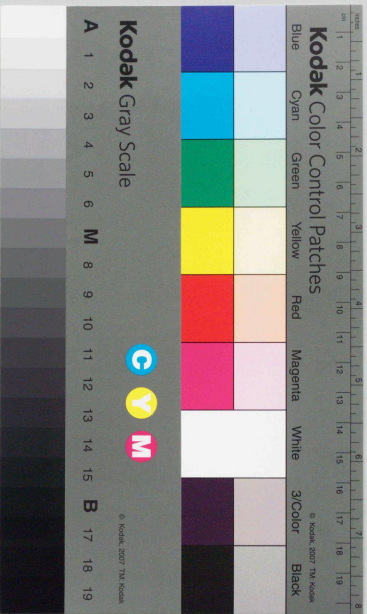
松陰齋

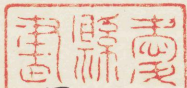


280

7

1A-20





會津侯第一
稱

明治十九年
八月
點查章

保科 家多(保科騷定実) 肥後守



台徳公第九の侍子母は竹村氏の女會津少
二十二年石を領し後中將に任せし事正四位下小叙せし事
寛永二十年癸未七月封を奥州會津城に移
す武拾二萬石領を回八月江府を發し八月
會津小入すゝ郭郭を逃り満吉居等を

德編卷之二

冊治十九年
八月點查章

會津侯第一

保科 なる保科騷定(美) 肥後守

德公第九の少子母は竹村氏之女(會津)少

三苗石を領し後中將に任せし(正四位下)叙せし(正四位下)

永二十年癸未七月封を奥州會津城に移

八式松三苗石領知(同)八月江府を發(八日)

浦小入(下) 郭郭を逃り満去(居)第を

和泉文化会館
33.7.30 初
36269

A 269
7
1A-20

上津靈神言行録
下回

察し^其夫の分限^其志^其とて地方扶持^其あり
あてられ^其夫より封域^其をのこらる^其是歳領内未
進金三千五百兩被免ありしと云

一 正保三年丙戌小川庄、永谷却存子淡而萬、米

拾俵賜^其至是より毎歳先養^其賜^其行^其次^其を^其米
米數年を以て自身を^其持^其り^其餘^其、^其毎^其年^其を^其運^其ひ^其ける^其至^其高^其い

ふ若^其一^其覆^其役^其の^其患^其あり^其も^其、^其四^其君^其の^其賜^其材^其視^其ふ^其連^其せ^其る^其別^其ふ
も^其、^其同日^其郡^其中^其通^其負^其令^其二千^其八百^其兩^其餘^其を^其被^其免^其と^其す

一 四年冬家長有司の者を召し席を設け自か
茶を^其く^其賜^其り^其官^其互^其内^其賃^其米^其五^其斗^其錢^其ふ^其と^其す

一 一回年又曾津小在り領内もの下、近^其夫^其乃
志^其形^其列^其お^其裁^其達^其せ^其、^其ぬ^其自^其分^其生^其状^其を^其吟^其味^其と^其て^其実
乃^其理^其ふ^其為^其と^其り^其、^其い^其は^其情^其秋^其の^其通^其り^其掛^其る

一 慶安元年秋に府小在り曾津赤太守以米の先
納米二石をゆかり

一 同四年悉く抱立處乃猿樂人を去り領内倡
戲の輩を亦せ

一 承應三年金寺女戴子七百兩餘錢家中小使も

一 同三年領内小令して以後私僧小使も亦

かゝるむ

一 同来令していり子とて父を誣し奴とて主を誣し則子と奴とを懲創せしむ一 父子を誣し主奴を誣し則先子と奴とを懲創せしむと存し
りしものをも生由不速に違へし

一 同年横目を遣し御印を巡察し民の疾苦を問
ふむ

一 同来朔野人來朔の朔を乞時ふ西國大水ありて
御邑蕩濼次 公義也危中右此体を異國の人ふ

見せしめ仰り人先近來の内お上を御方可成と
討汲なり族の曰天央流り國としてなきか
朔野の使者風濤万里の險を凌ぎり來り事
秋虫の平ふしなきや何そ一哭の故を以て是を
^んんやとありたりしけ汲むとて早速來朔の好
定なり

一 同年来令を方き子式百兩條を家中に貸さば

一 昭暦元年初く社念を起す

一 同年来孝子里澤替者長童小字酒百姓法乎故を

獲^實養一 養料を給与す

一 同三月丁酉正月十日軍法を改定む令十條共
五條なり

一 四月十九日江府大火あり 天守樓櫓邸等市
肆灰燼とかり 官庫も亦尽く焼て重寶皆
之失也 此老中御先代より乃孫室の亡しを
憂ひて外へ海をさるやうかと呼ばせし小族の
口は何も憂ふまじしや又何ぞ内密ふを事
あんやと終ふかされし事しと云

一 同二月台命ありて 大災の家なきを以て 給
ふ老中 官庫の耗費を惜む族の口君令より
君是を用ひて六國家の大慶なり 府庫財非
失賊者古来是あり是又知之者なりと

一 同五月令小曰民小困窮の者ありて 即時賑
給せし 延滞せし

一 同夏上松播磨守疾大切不及井伊掃部頭
酒井空印を儀して 曰男新助を以て嗣と
よを候取らる

一 安治元来冬領内小令して糶糶を増着して
飢饉及び軍用不足を一む

一 同冬明の僧徳元費徳録一巻を贈候是を志至
〜

一 同二来郡も江城の山普請出来候
初井伊掃部助酒井
空印及是中山井
任官の日定行候大寄を以て今經年一の功と成候の由誠天寄を起候は
近世のゆかりて実上要害あり候と小親決不備もの之由力費
是より候と云ふ候
是不決り天寄を以て

一 同二来郡も普請水をそり事をも禁め

一 是歳又金若干家中小貸す

一 同三来六月岩崎助然初て湯中安三来乃妻を
勤め候中と云候に一此一仕一也

一 寛文元来閏八月殉死を禁め是は候の元より
悉めおわし内岩源助生貞意を取て急不
を禁せんと云ふ即源分をして禁令をのしむ
源分別世々上言候人心取して收められ候
を去懐ふ叶ひ自分表意を上書裏面不
〜と是を云ふ候と云

一 同三来九月新江下館の舊場を以て是を還

一 同三年五月嘗府におきて武家法度二十條を
 おきて諸大名登城して御前不到府を候挨拶を
 入所の後酒井雅楽頭を以て奉詢の旨をありしむ
 候嘆息して云く是垂仁孝徳以来の仁政にて
 本朝の憲令と

一 同系七月依藤後改
及松幼十郎を遣して會津旅に
 せし菅備系赤羽市丸小命とて領内を巡行
 氏の窮乏を察せしむ九十以上貧富と云老蒼を

わふ是令して曰ふ蘇は不孝乃至也と是を
 教戒せし彦子を殺せしもの不意の至也能く此を
 教諭せし及び巫祝神官等妖術奇怪を以て
 人を惑はせ者越後敷小是を禁じ凡そ是を免究の
 類一切小是を追放せしむ

一 同日令ふ云弥前会義守り候物を務ふといひ
 旅人の秩ありしもの判醫を以て是を見せぬ

中り女おはるるのあつれ

一 同系八月又米倉を重録して諸士田獵して苗稼

城ありし處を林を去る月領内壹万石の地毎に
倉を造り粟を積む飢饉ふそむふせ

一 同甲采河沼郡下飛谷の節婦ふ公子を給ふ
夫死家落中男を頼り未だ是を城久んと欲せ婦固く首を削り以
里給ふと言ふと以是ふまの川に投じけり後其世に於て
廢^二置^一り
孫^一賜^一り

一 同采會津城に若干軍令を盡く伐ふ是を
附^一ひ^一也

一 同采八月慈徳兵を遣へ領内を巡り氏情を
察せしむ

一 同日依藤助十郎を遣へ領内の風土を省察せしむ
一 同月南部城守卒へ手か二弟有り遺言へ

ふ弟皆不自在是を三人の形を別く古倉を
蒙りて後を立ぬ根やと申す^一生^一後

幕府二弟被召され上意ふ汝亦亡足の意示叶は
と之も然れども舊家の終人をも歎^一せし
此地を分て二男八万石三男小或万石を給ふ是
より先老中評役を正純を以て後とせし
候^一け^一ひ^一給^一は

一 同九月晦日領内士民の葬地を大窪山山に遷す
小山不定む

一 是秋台令ありて之を私文之士林忠をして本願通
鑑を修せしむ永井伊兵衛守是を監其是為代の
盛舉なりとて候喜ぶ

一 同十月進を編を停めしむ

一 是冬大小雪ふは町人をし新を大塚山御所
来しむ

一 同五年穰谷御所を遣して領内を巡り民情を

察せしむ

一 同九月侯成瀬幸柳殿在依藤勤十前を是て
回忌經會以ふを飲食浩蕩ふしもの中
か髪りを穿く甚毛を収ふ常ふ告く儉約を
戒むくも清志まく守り見之侯自
思ふ衣服不耿も此中不程れを
好むあり也否今より以性善節を定
矣向し戒めて綾羅を服しめるも潔も不
儉約を守り常ふ袖縮を服せしる蘇食を服ふ也

か^ら候^きて江信民、菜根を咬むの法を
して狩野探幽を^して是を圖せしめ府左掛に
戒せしむ。

一回、六月會河風土記成。是より前、後、皇代
風土記の終るを惜みと、佐藤幼平故を遣りて
遍く領内を巡りしむ山川の形勢、道里、関梁、土作
物、産戸口、民數、^一記して是を寫し、小治政の
小属して是を潤色せしむ。凡、六月、一、て成就、是
を以て幕府に献す。

一回、九月十日登城。長光中五倍く會河風土
記、小及不皆、是を録出す。

一回、十月廿日塔寺八幡宮を修せしむ。鳥居を建て
佛像を志ししむ。

一回、二十年来、未建の所の寺院、堂宇を毀らししむ。
且、異言、吳邑、若歲、獅子舞、諸の戲藝をして
食を乞ふ者、一切を禁す。

一回、十月二日、侯、老中、一、^一、當世造言のもの
あり、是世を惑し、民を誣むの賊之、處を、これ、城

禁をくしとむりけい主老中一統の付生け
軍業者山麻呂の等とくしもの播州赤穂所
形がふかり〜

一 同壬辰春郭内諏訪社を脩せ、乞佛堂を設
佛像を去は

一 同壬辰冬金貳万貳千餘兩を家中小假貸し倍
條金を和す

一 同壬辰十一月十七日土侍靈社の號をもつ吉川
唯旦、是を書す中

一 同日唯旦神卷傳授二事二事、四重の地明
を授け、且靈牒の儀を上はす

一 同日書を志經小遣し、口我身後靈牒の儀、式
依て寿穴小務め、則、是に又松幼十郎、札を
書す中

一 是月令して云く、諸士死、帰事取の、い、別
火葬を助く、由

一 壬辰正月十日又令して、四領内代官をの、約金を
飽り、^假書、以て、臨時の、手、あし、せし

一 同日の今ふく笑田の巻教ふ書——金子非友
の備や代ふふ是を因り事なれし

一 同四月二日の今ふく三燈に少く死を金をわけて
是を葬しし少く死者の大小衣教ふ妻子小巻ハ
ま——是を撰ふま——

一 七月の今ふく米納六則家中ふ分ちわし道
今も又是不次し

一 同八月廿五日延奉府を賀しつゝの九ふ谷を井原
茂を研漱之る友委効し形及び音勝無常小原

ふ前在り多院春意を——家訓を讀むも靈神
傳ふふ解説教給せし

一 同十月廿日毎院春意を——朱子語類を信しぬ
失只十小——聖人の一言一字五を欲するを思は
しよきを少く別戸枝後改某小ヤハる大賢は
尚わたり我近來想像の見あり豈幸以り以如
吾兒も交常ふ活も不ふ吳ヤ事分 身後
是を忘る事か——是夕疾作也

一 同十月幕府病の甚きを聞て久世大和守を——

病を伺ひしめ給ふ天和守生子を執り台意を不
懇惻切之是是正徳の母堂侯の病を伺は正徳
侯の側ふあり候正徳の母堂下向く秋段は必改
事としは毎用存り候しけるを守ら則我
神永々安んんと母堂堂意の趣畏りまゝなり
トキハ

一 同十八日侯稻蒸丹後守不告り曰余先ふ家訓成
作りて子不^レ漸属を以^レ外別不^レ遺言なり死後ハ
是^レ不^レ遠くをのあ^レる子速^レ是^レを^レ好^レ能^レ成^レふ不^レ

是を懐玉不^レ浴りこれよし

一 同十八日寅下刻不^レ寢下終る臨終は生ふ吳子也
只仁義のこものこ^レして安然として象^レ終^レ無^レ壽
十二歳なり

一 侯行状の吳不^レ云^レ候知り字をよ^レ書^レを信^レ
聰明なる人^レ不^レ絶^レ述^レ口^レ歳^レりて短^レく亦^レの
事を悉^レ事^レあり^レ乎^レ察^レて^レ情^レ容^レあり^レ違
返常の度あり冬のすもき^レ不^レし^レ妬^レを^レ擁^レむる^レあり
復のあ^レき^レ不^レ涼^レ不^レつ^レる^レ知^レ不^レ表^レむ^レ亥^レ不^レ象^レ

皇朝の飯糰定時あり食饌豊美なり食後
少は経傳を深吟し史子を行論以て史留一室静
座或は亭亦縱觀或は園中小散步
或は花を携ふ桂或は茶を建て我臣小賜ふ
生人小交も亦失職なく一小誠誠以て此詩遠
の者是を見ても敢ふ是小接せられ怒之親近の
ものは是を望めも温ふ是小つけも属一人の告我
之人の悪を稱せれば遠小悻偽を照して好悪の色
外小あらればあて人を屯屯の厚き人として

在門の事か一生をせりや初四書を信り失
要を得以意を老秋の書小當む後孝を得て是を
好む事誠教ふ徳以て大孝の義我初吳孝の
此義付けと功夫見進て交我の病を伊川
の好孝論の原とく明方の定性書小入りて行ん
らり静寂して敬を習ふふあて生人小争ふは是を
得る事をも忍んと又云は不能く見所なくんば
孝をもともし益なきの事と依傳心録を編と
人小和せり生か為孝の發明なり我國の

神道を尊信し源く兵道小造たりを君
事也忠敬をたす城小とんとを時宿
り戒め風不納し公儀の漏洩を防ぎて外
少ゆとなし唯著せし所の法教祖志を
見及きのし又云く候高遠小在時曾て進ん
事を求め人成仕進を勤まるとも勤まるとも
ふ

台徳を是を収ひ給ひ最ふ封せしと来り
はあまもといふと絶没因縁して措き種練り

會津小入より未四十して孝く徳賢人倫
を布し儉を教をいすめ家臣をて封
疆を巡行せしめ城郭溝池の固山林川沢の
阻を知く風土記を作り廢祀を興し淫祠殘
毀と神社志を定めり信者小て祿外小職料
を采女時小假貸して債を償ひむ民事是を
緩ふせし社倉を建ラ水旱小そと之常子を制
して穀の價を翔躡む事なりしむ編戸女
今もして征歛小困しむと死を焚き子を所を

者を海諭して是を禁じ士民信て是を以て
以旅疾病の者あれは是を養ひ或は御累送り
或は死せしめ是を葬む凡陽優遊戯の流れを
言及之の事境小入述は

一 碑文の略ふらく侯の君ふ事と大義常ふ事存
しそ急と急事牛也を女ん中を以て悦びしは
一毫をひく是を欲しは己の患の尽くしらんを
恐れり人の己を悦ん事を欲せしを志すを祈の思
對命巻く焼く人不知くは以て常小明道の民

をん事傷のくくの四字を愧事と稱し范
希文の憂ふ先んて樂小後々の語を以て
侍史を以て和漢歷代の書を讀しめ治亂の機
を察し興亡の迹を論し一死の耳きを考し時
氣の裁ふ質し二程治教録を編り其意を著し
大曾津を治め城隍郭郭時小省とて賢傑
軍糧を儲く兵器をそと風土記を作り坐す
四境を知らし神社を以て是を法を作り佛堂を
廢し僧寺を以て是を并蘇代を並り火蘇を

禁——社倉を建く常子を以て權量を備へ
税租を寛く——糶糴漕運の法を制せり詔を
臨り人倫の本法義事情を察せり監目を
——封内を巡り下情を上下達せり凶采小
是を防ぎ儲蔵小是を賑ひ九十以上歳卒
口養をわく孝子節婦は是を賞し不忠不
弟は是を罰し窮人歸せざるは是り
給し旅病あれば是を去り貧乏は一人
餓莩のふれあはれ

家訓

一 大君之義一心大切可存忠勤不可以列國之
例自處焉若懷二心則非我子孫面々決而不
可從

一 武備不可怠選士可為本上下之分不可亂

一 可敬兄愛弟

一 婦人女子之言一切不可聞

一 可重主畏法

一 家中可勵風儀

- 一 不可行賄求媚
- 一 面々不可依怙勳負
- 一 選士不可取便辟使佞者
- 一 賞罰家老之外不可參知之若有出位者可嚴格之
- 一 不可使迎侍者告人之善惡
- 一 政事不可以利害枉道理僉議不可挾私意拒人言不藏所思可以爭之雖甚相爭不可以于我意

一 犯法者不可宥

一 社倉為民置之為永利者也歲饑則可發出濟之不可他用之

一 若失其志好遊樂致驕奢使士民失其所則何面目戴封印領土地哉必上表可整屋

右十五件之旨堅相守之以往可以申傳同職者也

一 明曆三年

殿有公所 永十六十二月十二日道春在召一始

大孝首章を所_レ示_レて清_クし_テ所_レ衣_若乎を
若_ク春_ノ小_ノ給_ハ不_レ候_キ日_ヲを_シて大_ノ上_ノ改_メた_ル者_ハ不_レ
り_ハ、幕_下大_ノ老_ヲを_シん_ト思_フ。減_リ
天下_ノ長_ク久_クの基_ナり何_ノの幸_ヲ、是_レ不_レ志_スん_ヤ世_ノ人_ハ
何_ト存_ル秋_ハ甚_ク度_ヲ賀_ス。

一 或_レの古_ノ筆_ノの古_ノ今_ノ私_ノ歌_ヲを_シて献上_シ仕_度有_ルを_シて
廢_ク若_ク賢_者ノ筆_流ナ_リハ是_ヲを_シ用_ス或_レ
諸_文始_ス一_ニ此_レもの_ハ我_レ不_レ智_キを_シ不_レあ_リ以_テ
と_シ是_ヲ返_ス。

一 板_倉海_江京_都り_ハ江_ノ不_レ来_リて_ハ侯_ノ不_レ會_ハを_シて
改_除海_江語_ヲ曰_ク湯_武梁_村を_シて_ハ若_ク京_都お_レ毎_ニ
儒_生を_シ論_中也_トも_ハ明_カリ_テ侯_ノ不_レ存_ル也_ト
中_ノ也_トも_ハ是_レは_ハ侯_ノ不_レ湯_武侯_ノの_レ也_ト
歴_聖賢_ノの_レ評_ヲを_シて_ハ不_レ知_ル也_トも_ハ不_レ知_ル也_ト
志_ヲり_テと_シも_ハ凡_ノ孝_問の_レ道_ヲを_シて_ハ明_カ不_レ知_リて_ハ是_ヲ
以_テん_ト啓_ヲを_シて_ハ但_シも_ハ若_ク種_ヲ不_レ決_ス一_ニ
湯_武の_レ道_ヲ不_レ効_ス也_トも_ハ以_テ事_ヲ不_レ良_シ師_{アリ}只_シ文_王
伯_夷を_シて_ハ孝_{不_レの_レ也_トも_ハ湯_武の_レ道_ヲ知_ル也_トも_ハと_シも}

又何を憂ふべしんや
しりしれけむ
汝の感嘆せむ

一 或時侯近侍の者より言ふに、今吾士革より執威
の人よ伴ひ諸侯の家よめて貴勢の後よ随
ひて飲食の員よ飽くをく毎よ人よ其類
しもあり、汝見む也。孟子の所謂墻間の祭餘
をんやくと、妻妾は淫らむもの類くむ。
の甚き也。

一 侯常、程子の所謂古より國家の志を不怠

むもの、字をわきまより大なり、言ふは、
賞歎、依て戯く、曰、怪ひ多、我、わ、執勢の
人よ對し事を汝時仁を沈け、耳よさう、
悦け、耳よさう、言を指はせん、
或時倍く、
ありと、
言、
今時士、
汝、
覺えて、

秋葉を思ふ元々此のよしくよの生財を完せし
しとし死後形の上きの歎塚止の石刻と矢
名を後世不面むけんやと碑文載すの
者忠實孝節のよの生財を完せし
甲辰の任人松平某しし者来り候上渴孝
問の答を悟りてト上平をふ思ひし小人
の心固より不忠をせんと欲する事多し聖人の
心し亦生不忠をせんと欲する事いふ小人
なる事多し松平を聖人但能不忠の心を悲ひ

強て忠をまのし是聖人の小人小具存せり
生財せんと欲する事多し是説の
り候者之汝何をせし事を知ら松平某
聖人小不忠の心を論ずるを見ふ定察す
事生財財を見ふしし生財の爲に
いふ事聖人若初より不忠の心なりん生
念の實ししし何をせし事を知ら松平某
人小不忠を欲するの心を悲ひ強て忠を
せしし生財の事を知ら候者其は汝

不皆遠くはなれぬ園を好む者也是を以てと
漁人汝側より人の為不対をを見る時坊主の
石を為只皆利を捨て害不報人として有り
見ゆ一能進も拙者の者自ら先悪有り
を知りて害不報不及と後驚き悔むこれ
小人不善を欲するの喻なり巧者の去り初め
小人利害の分を知る時以後不害不報多報成り
なり何れを害を患と強く利をせんと望み自ら
理を照し事明なれば初より害を欲せんとす

亦明く小人の報を知りて何ぞ患ひ何ぞ強
と有りけん也李成成思曉悟して侯の明敏なり
又此喻も長言を嘆服せし也

一 公の夜寝出るるの永夜といふは戌の半より鐘
聲を不不及即急臥内に入り一夜侍座の
者不かりて曰吾老不耐痛折し終夜眠ら
ざるの事一若一時の安眠を得れば幸之
侍座のトけ只石根ふり何ぞ夜不付の途のみ
もたなく中トければ吾もまゝ是を欲せ

さるふにあはれとて吾思ふも若二人の縁もも
殿中のもとも寝事をするもよりのあはれ
左に坐し二人のあはれ一人眠りて是れ私なり
また一人寝時ふかれ眠事欲せられし
卧席ふけき又起すなれ眠を欲せし
とて強て早く起るとしとれ 起振の若し
度あはれの縁のこゝ

朝夕の膳却厄人の供事ふけき若し
叶字もものあはれ著をつけは意方笑方笑の

好むなり或は土岐長元末之孟子齋の篇曾
子魯元を交を養ふ必酒肉をりの章を講は
侯曰け章の旨吾不終て親切なりと存せむ
親性元より酒肉の味不求ひなきは長元
酒肉の原の二侯不飲を不之侯の飲食の欲
なきりとも天性なるも世不希なる生
質を以てきなりと賞嘆しけり

一
公義統の常人常不侯の所ふ来りて改め侯
の希侯の家臣及び厄人飲食を没けし後統を

何れ是をわづんと欲を物ふ執政の人速にお解。
時ハ家臣皆以遺憾とてやあを倭にお謝りけ
申す倭云く吾聞く他家にては執政の人を家
徳を以て第一とて吾を左様しては執政
の人邂逅ふ来り訪ふ吾を是を悦ぶれを悦ぶ
わけに他なり只一言といふも大君の爲お略り
を致せんともなき是れ我れ能く少く一服の茶を
めんともお暇なり海東の毒にお思ふもかれ
とてされ

一 或日皇子梁衰ふ對。人を殺すのを嗜む者
能天と成ふせんの治をあけて侍者者お治を
ていりては治率然の對とては親切なり
申すも人君も者思ひ考ふゆへ今列女
の事お政事とて之も若く人を殺すを好む
時ハ臣もよの治を是お滞せんや忍ぶ者の意
しきものや治を思ふといふ人聞者も感傷
一 或日侍者治をくもくも吾を不ふお家
中の治率然評してくもく何のを評す

終不應愛給り事なり又逆習の者をも飲食の
おぼやしく付らる事向く在る親電の旨か
と吾等を思ふ宗質の癖かこのしくある者未
なり大抵吾輩中の清革を極く軽らる事
なり又理なき一人の命を衝事なり是條
の清革の折くといひし事なり十数獲取
を以て之を飲食の親電を更にも罪状をも
せしめしを身を戮せしめし強硬飲食せし
むるも亦何ぞ益あるんや夫お付らひきりけり

宗の國も宗の命もも兄弟の心所法も宗
の意志も小惠を以て臣下小施し且細小臣
家の貧富を察して躬法も是も指針をもた
法を以て在れは臣下親電ありと云ふ下志
なり是を以て難臣煩苛なりとしてこれを
苦む又宗の法は初めなくなくといふも公
かり寛る時難臣之つと是を安んずる
法事のもふ折人をして臣下しもの類も
多しの親電を受るも亦此煩擾せんは

小島を思ふ處

一
候政仕せしむとくは 右意を替り以御遊之
拵れけし能清原大を有しなり尊望御遊
休暇を給りて會津小姓來り時小途中に
石の城を築之或は山隴の岩石をきりひき
或は河津小樓船を没け或は處ふ茶店を
構(或は住還の客をとめ或は市井屋頭の住
をこひ或は吳島菜葉の類を贈りて使价巻
たり或は家老の老臣を以て館邊を渡り

志むを辨之願意のありしはゆりけ計ふ處に
候豫め町の如きを察して發駕の初先喜
小簡を以て過る所の城を領ま不賜り亦して
必奔走をなす事なり唯駄馬人夫を没け
事しれり此水屋の物もなりと悉く返管
りりてせむ取次杖の中を以て不奔走の根
子を以てし小及く志不興していり吾先ふ
約束ありて是なり小返管を受く今何ぞの如
くとい他人を以てし吾は必作りと悉く

贈物を乞ふをけ使者を遣返し且後者の隸
の輩とて之を經る所の戒りありしが筆録の
類亦買入らざしを者屬かくのし

一 和友明友を呼ぶやトヤトハ祖父と典廩と
史部明友と及く三代なり又祖父大福を受け
明友は式坐なりトトて三代の中にも人を
論じても明友は誠ふふ人トてよくふ録の
如くなふ何もけ大福ふ昂人をや称失せ
せしと

一 家臣トヤトハ人の子なりトて後を乞ふ

欲せしもの同姓の者を求む是を養ふト若
同姓有し時又他人の子を養ふト今同姓を
棄て外姓或は他人の子を養ふ者不可是は依
侯の喜ぶ事とて皆法を守り

一 夜後次て候帳物トて侍の者トヤトハ
吾少時吾を教諭するものなきトて六韜
三畧及び雜書を讀むのを好む伊書六經を以
て潤してトヤトハ歳月を乞ふ今も少く是を

思ふ小次鬼等の名一追海井れも及ぶ一
す

一會津市の大守浦中代の五罪人を一雨井小
跨りぬ焼松を以て兩牛の間より牛各
驚起りて左右不閑け罪人を一其を牛裂
りて大釜を作り火蓋小宮を穿りて罪人を
中頭面及び兩目を刺し木履を以て御少
火を焚く是を熱火氣谷内よ透る時膏油
を以て空濺き入り具のしり此處是を哀む

又或は大壇を作り一本の杖を立て首楯を作り
罪人を以て兩目を竹の輪を以て是を以て
麻草を束縛し是を燃し左右前後の是を
以て焚け竹の罪人踏踏りて死す是を存け
焼松煮といふ候是を以て是皆味醂の以て
とく是よりして有り命にて今より以後は
刑を以てしなれ若火罪のものねん現火を
以て是を焚ぎて焼松煮の如きあり
殺し有り又刑を以てしなれ一況て是裂

管轄の刑一切圖也

一 或曰賀洲太守綱利侯と云ふは父の罪死刑
小當り時子に與ふ亦殺すは是れ、領内の法に
然れども、今程不當多や吾を以て然らざるは
の法を以ん侯を以て吾侯の法を聞ひ此我
家の刑法を奉り治らんとの父罪不當時に
之を斬りて父の罪不當多時子に死刑を
免るも子に罪を以て死せしむありといふも
吾は是不ありは此第一是のゆゑに是又命之

豈是を憚る人やと云ふは賀洲侯家感
心あり

一 徳素より 紀貫之の筆跡を持せしを書けは
下は井筒の女の能く教るる

風吹けはおまはる波竜田山

秋はあやきくはひりゆりゆり

時不侯の弟安松と云ふを賀家の太守中将
綱利小將と云ふは不侯は一種を以て松子
板と云ふは井筒の女に嫁ぬる散樂

の徳もあつり死後より亦生霊魂之業
 子の塚を弔や所凡淫欲は皆亡徳の
 御もくも生女女の内淫は以生女女
 女命も亦也是所不忠を致すも
 一 或は在在活すも阿部豊公は人となり
 篤實之檢柄の家門若市をなすも古今活
 志す豊州問ふ所をなすもゆり世を以て
 一人の好むを知りしも尤の事なり
 既ふ

大猷字も前初おけ人をかく幼君ふ少府属在
 されり

一 又活すも人烟華の振ふあやと會の容
 態不馴れ美を收む心不忘進んで我れ亦
 他日是を被せんと言は心人皆あはるに在り是
 活すも大君の活息を思ふ時滅ふも天を
 此吾身也 大君の容態を受ふも亦は家
 中の活士奴隷業も亦なり也 大君の容態
 を賜りふも亦は活すも亦被せん也

の心算をいへば是一飯の恩不替せんを云
ふ君恩の厚き不報を云ふに思はば
なきあり

一 又清平の世に、水賊の臣例く立身して高
位不替の或る一、一書を以て命を
取らざるを以て君臣の恩を以て
清平の世に立身して命を以て
思ふ一、昔君命を以て命を以て
不替せんや、此の世に命を以て命を以て

清平の世に命を以て命を以て

一 嚴有公の御近松守作の、台政本宮の御守を
以時江戸大共、一日大御城内の御守
大膳本守甲の御守作の、士を以て命を以て
是を以て命を以て命を以て命を以て
作を以て命を以て命を以て命を以て
是下依りて命を以て命を以て命を以て
命を以て命を以て命を以て命を以て
命を以て命を以て命を以て命を以て
命を以て命を以て命を以て命を以て

告く侯事を聞しとらるゝは成共殿仕へ
作州上中一給く作臣の節新大波之又宿美之
作臣少壯の志を以て功を以て賞を給り却て
志愧へしと一旦を赦ふの功持て作臣放て
褒賞を給ふ所を以て功を以て成生へしと
者ありと大洲史きふ向て史跡を命
給へりや自らを名を野人成をよとの心
腹を解て事世用しとなきをよけれん早
速に能仕と事を告ぐ他を忍み解りて曰積

羽林侯の法を聞て志を恥とて即時ふ元老
執政の門下なり前過を依りお新せしとや

一 侯曰人なきはを後を嗣ふとさう一職を告
つとさし可なり

一 守居郊の刻ふ外ふかり亥の刻ふ内ふ否をを
取らなり公私汲窮の暇あ時侍史の者を
聖賢の書を講法けしものを評論しを理を
研き窮むた中杖を並べ傾側の容を表ふ
節府を好む或帯を解き衣裳を改む時

退きし別府不_レ入_レ才を閉_ツ藝近の寮と_レも
 是を免_レる_レを得_ル閨閣不_レ入_レ時_レ忙_レたり閨
 閣をわ_レる_レ處を_レり_レ此閨閣正寢堂院茶室
 の間を_レ入_レる_レ不_レ遂_レ近臣の府を見_レて_レ也
 庖厨の色を_レ閨閣を_レわ_レる_レ不_レ咳聲を_レあ_レは_レ且
 音を_レ高_レく_レて_レ傳_レへ_レ私_レ談何_レぞ_レ凡_レ生_レ容貌
 辞_レ兼_レ子_レ生_レ威_レ儀_レの_レ正_レき_レの_レ人_レの_レ及_レ不_レ系_レ何_レは
 一 或_レも_レ蚤_レ小_レ登_レ城_レせ_レま_レん あ_レ里_レ時_レ夜_レを_レ音_レ者_レ不_レ
 卜_レ付_レ画_レの_レ刻_レふ_レお_レぬ_レり_レ 卜_レ返_レ録_レは_レ卜_レ付_レけ_レも_レ不_レ

夜を守_レる_レの_レ鐘_レ聲_レを_レ候_レり_レて_レ世_レを_レ以_レて_レ画_レと_レは
 候_レ印_レ時_レ不_レ目_レ覚_レぬ_レ衣裳_レを_レ着_レて_レ晨_レを_レ待_レり_レ久_レし
 能_レ事_レと_レし_レ夜_レの_レ何_レは_レ夜_レを守_レる_レの_レ志_レ返_レれ_レ生_レ候_レり_レを
 以_レて_レ断_レり_レト_レけ_レき_レ候_レ何_レを_レい_レま_レん_レ也_レト_レい_レ候_レり
 有_レと_レし_レ時_レふ_レ先_レきた_レた_レ時_レ不_レ後_レふ_レま_レま_レと_レ也_レト_レい_レ他_レの_レ
 是_レを_レ忘_レる_レの_レや_レら_レぬ_レト_レい_レれ_レり
 一 候_レ吐_レ血_レを_レ煩_レひ_レ病_レ後_レ飯_レを_レ飲_レむ_レ身_レ其_レ生_レ熱_レの_レ号_レを_レえ_レは
 膳_レ番_レの_レ者_レ膳_レ吏_レを_レ夜_レ爰_レト_レ付_レれ_レと_レ陸_レ容_レと_レい_レて
 是_レを_レい_レめ_レり_レト_レい_レれ_レけ_レの_レ吾_レ是_レを_レ料_レる_レ不_レ飯_レを_レ炊_レく

この心を用ひておもへば、此の心を用ひての
過らばなり、すなはちの心を以て是を欲して却て火
を以て人暗史を以て欲して果して火を
得り

一 侯牧田某を以て人小贈りの書と裁せしむ右學
業生を書以候是を見と牧田小まらば書候は
鄙しとて右學ふら書候醜しとてふ
吾目小記す毎ふ此の人欲をらば此の心は
とて吾是を思ふ勿のとき心は彼も非ふとて

吾性の癖なる事理不害なり、隨分宜しとて
身不反し己不克とて不彼ふ非を云はば物り
いと今、此書根を綴りて、其の性、此を以て
やとなり書とて、身不反しとて、此を以て、
とて

一 既汶の者善馬を率て江舟をかく會津小封房河
の渡らば時ふ、馬船を見と、業生既汶を木を
以て是を以て、是より眼去らば、會津小封時
役人、是を以て、率て、侯神とて、此の心は

是てして小過之是を救して若くして豈大馬
の是を以て人の生不易ん也是。已後氣を付
以根付付也。とて早速是を救れ者

一 承應元糸族江戸小存く朱子の小字を讀て
是を尊敬し老佛の書を悉く同末輔粮編
一冊を纂めり幕下小献り初君を輔養する
の志を以ては生後小字句讀及び輔養編を以
家老大丈近臣小賜りて是を讀む又晩年
之く二程治教録と山溝義附録伊治三子傳心録を

編弄りて各一部を賜ふ又板倉内膳正京前道
時張希孟作本の牧民忠告寺部を以て候小贈。
候某を以て是を讀むむは茲にやむは候人。
もの清む(或書より)り別小數部を以て板倉氏
再い三部を贈も余亦於て是部を坐右小筆一紙を
會付の役人小伝り是部を余小寄りて是部を實
州の大寄小贈りて然りて侍史を以て是を讀
志女問き給へり送る候荒しと後遺言を以
治教録正講附録傳心録の書を

嚴有宗、献を候、篤く信して、幸を好む、祭を
をむりし、亦、物の上、一人、其道を、孝ひ、書を、讀む
るを、び、時、此、是、を、詠ふ

一 侯或、天寿院、女君の、第を、流、大時、小二人の、老女、侍
私、儀、も、耳、聾、の、う、ま、い、ま、存、て、迷、惑、の、中、に、け
連、も、疾、ゆ、え、阿武、女、武、多、宇、呂、品、榮名、珠、威、ふ、を、食、ひ、て
能、聲、を、詠、ふ、を、聞、く、り、と、され、け、れ、け、老、女、聲
左、根、の、う、け、存、せ、け、名、之、始、と、承、り、け、阿、平、を、ま、ふ
守、り、茂、也、と、ん、れ、け、候、吾、く、之、あり、け、け、く、ば

あ、り、ま、さ、し、申、す、れ、け、け、老、女、滅、ふ、冥、か、ふ、叶、ひ、あ、あ
り、ま、付、て、妻、院、君、も、阿、平、頂、戴、侍、せ、け、け、者、換、抄
り、り、々、れ、け、候、易、き、り、と、け、屋、敷、(飯、り、家、長、集
を、言、く、先、系、を、未、せ、け、阿、武、女、武、多、宇、呂、厨、人、の
方、ふ、あ、え、を、け、數、れ、余、程、あ、え、き、留、吟、味、先、へ、け、
との、け、け、家、長、集、を、吟、味、り、け、厨、人、を、言、ふ、
中、に、け、け、一、二、三、を、け、け、り、け、餘、り、散、失、り、け、あ、え、
さ、り、り、け、け、け、け、家、長、集、り、て、け、け、は、是、を、他、の、
珍、茶、り、り、け、け、幕、思、ぬ、左、根、不、始、失、檢、け、け、り、と、け、

此の金は候古通し曲るふ付き由り
是は候に候を言ひ生方と云理りなれど昔思ふ
は物甘食の類ふありといふは淫聲の功なりと
かけし耳をき親を持ちる子をも内より戴き
申る人必身を罪を事なれは河の谷
めし分りし物なり先も老女を約束せし
曲人を市中へ老し葉店を移る人しは左
部會地を助大なる人なりと云衆長を爲せ
し人を老し市中を移る人なりと云

行を以て彼老女給はりしと云

一 或の内反源田中言ふ衆御則おはく飲食の
吐あり酒助り田中沈酔しといふも遂は替
るん中け憂を感心致合しけしは候よりハ彼
ホボー若酒飲及り即時改易しと云り
しる是を聞りと思事残の〜田中六兵衛
お守りもも〜そを履屬切の〜と云ゆ是を
記すよめり

古今圖書集成
卷之二十終

